

一般社団法人 山梨健康DNA情報バンク 会員規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人山梨健康DNA情報バンク（以下、「当法人」とします。）の定款に定められた会員が、定款第3条の目的を遂行するために 会員に対する規約として定めたものです。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、当法人に会員として入会した者が、会員として行う一切の行為に適用されます。

第2章 会員資格

(会員)

第3条 当法人の会員は次の4種とし、当法人の定款第3条の目的に賛同し、本規約を承諾し且つ当法人の理事会の承認を得たものを条件とします。

- (1) 個人会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員 当法人の目的に賛同して入会した法人
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人または法人
- (4) 名誉会員 当法人に功労のあった個人または学識・企業経験者等、理事会において推薦された個人

- 2 前項の個人会員と法人会員は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員となります。
- 3 法人ではない団体は、代表者もしくは管理人の定めがあり、かつ当法人の理事会で承認を得たものは第1項の法人と看做します。

(入会申込)

第4条 当法人に入会を希望する個人または法人は、当法人宛に所定の入会申込書の他、FAXもしくは電子メールにて送付するか、または当法人のウェブサイトの入会申込サイトの手順に従って入会申込を行います。その他の方法による入会申込は原則として受け付けません。

(入会審査)

第5条 入会申込があった場合は、代表理事が承認することで入会を決定します。

- 2 入会審査のため、代表理事は、電子メール、電子会議、電話その他の方法において入会申込者に質疑を行うことがあります。

- 3 入会審査に必要な限りにおいて、当法人は入会申込者に対し質問その他必要な資料の提出を求めることがあります。
- 4 当法人は入会申込者に対し、入会の決定を書面、FAXまたは、電子メールにて通知します。

(会費と会費の支払い)

- 第6条 会費は年会費制とします。(当面は入会金、年会費ともに無料とします。)
- 2 年会費の対象期間は、継続している会員は、当法人の事業年度の4月1日から翌年3月31日までとし、初めて入会した会員は、当法人が会員宛てに入会の承認通知を行った日から当法人の事業年度末日までとします。
 - 3 年会費の支払いは、当法人が会員宛てに発行する電子請求書に基づき、年会費対象期間の開始から1ヶ月以内に、当法人の指定銀行口座に振り込まなければなりません。
 - (ア) 当法人事業年度の途中で入会した場合の年会費は、以下の通りとします。入会日付は、当法人が会員宛てに入会の承認通知を行った日付とします。
 - (イ) 4月1日から同年9月末日までに入会した場合の年会費は、前1項に規定する年会費の全額とします。
 - (ウ) 10月1日から翌年3月末日までに入会した場合の年会費は、前1項に規定する年会費の2分の1とします。
 - 4 当法人が会員から受領した年会費は、その理由を問わず返金いたしません。

(会員資格有効期間)

- 第7条 会員資格有効期間は、前第6条により支払った年会費の対象期間とします。
- 2 会員が、会員資格有効期間を1年間延長する場合は、当法人が会員宛てに発行する年会費の電子請求書に基づき、4月末日までに年会費を支払うこととし、以後も同様とします。

(会員資格の喪失)

- 第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合は会員資格を喪失します。
- (1) 第9条退会の規定により退会した場合
 - (2) 第10条除名の規定により除名された場合
 - (3) 個人会員にあつては、本人が成年被後見人もしくは非保佐人になった場合または死亡もしくは失踪宣言した場合
 - (4) 法人会員にあつては、会員である法人が解散、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合

- (5) 当法人が認めた団体の法人会員にあっては、会員である団体が解散または消滅した場合
 - (6) 年会費の支払いを、会員資格有効期間を過ぎて2ヶ月以上滞納した場合
 - (7) 当法人が解散した場合
- 2 会員は、前項各号によって会員資格が喪失しても、未納の年会費ほか当法人への債務がある場合は、その債務の支払いを完了しなければなりません。

(退会)

第9条 会員は、当法人に対し書面、FAXまたは、電子メールによる退会の申し出をすることによりいつでも退会することができます。但し、1ヶ月以上前に当法人に対し予告するものとします。

(除名)

第10条 当法人は、会員が次の各号の一に該当すると当法人が認めた場合、会員を除名することができます。

- (1) 当法人の名誉を棄損し、または当法人の目的に反する行為があった場合
- (2) 会員としての品格を損なう行為があった場合
- (3) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (4) 会員として適当でないと判断した場合

2 前項の除名の決定は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができるものとし、除名した会員にはその旨を通知します。

(変更の届出)

第11条 会員は、その氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく書面または、電子メールにより変更手続を行うものとします。

2 当法人は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負いません。

第3章 会員の権利と義務

(会員の権利)

第12条 第3条に定める個人会員、法人会員、賛助会員、名誉会員（以上の4種の会員を「正会員」とします。）は、次にあげる事項についての権利を有します。

- (1) 当法人が主催するセミナー、講演会、研究会その他の活動に正会員価格（無料の場合もあります。）にて参加することができます。

- (2) 当法人が計画する各種研究会などの事業を企画・運営・推進することを希望すれば、当法人の承認を得てこれに参加することができます。
- (3) 個人会員、法人会員は、総会における議決権を行使できます。
- (4) 当法人が発行するニュースレターの配信を受けることができます。
- (5) 当法人が発行する会員番号、パスワードにより、ウェブサイトの会員限定ページにアクセスして、コンテンツを閲覧することができます。
- (6) 当法人の名称、ロゴマーク等を、善意をもって使用することができます。

(会員情報の取り扱い)

第13条 会員および入会申込者は、本人から直接当法人に対し提示を受けた会員の個人情報（以下「会員情報」とします。）を、当法人が次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するものとします。

- (1) 第5条に定める入会審査
 - (2) 当法人の事業運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
 - (3) 当法人が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合
 - (4) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと当法人のウェブサイトに掲載する場合
- 2 会員は、当法人の業務活動上知り得た、または取得した会員情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。
- (1) 適切かつ適法な手段によって取り扱うこと
 - (2) 会員の管理下にある他の会員の個人情報に対し、他から不正アクセスや、紛失、破壊、漏洩などのおそれがある場合は、自ら適切な措置を講ずること
 - (3) 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守すること

(著作権)

第14条 当法人の発意に基づき、会員または当法人の業務に関与する者が当法人の事業活動上にて作成した著作物の著作権者は、当法人とします。この著作物とは、各種報告書、記録資料、課題資料、研究資料、調査資料、アンケート、資料、議事録等一切の成果物などをいいます。

2 当法人の発意に基づき、会員または当法人の業務に関与する者が当法人の事業活動上にて作成したソフトウェアプログラム等の著作物の著作権者は、当法人とします。

第4章 禁止事項および損害賠償と免責

(禁止事項)

第15条 会員は、次に定める行為をしてはいけません。

- (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること
 - (2) 当法人の職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。この場合の秘密とは、当法人外へ公開することのない情報を言います。
 - (3) 当法人の活動に関連して取得した資料または知り得た情報を、当法人の活動以外に利用すること
 - (4) その他、当法人の職務活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれのある行為
- 2 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有します。

(損害賠償)

第16条 会員は、前第15条の禁止事項によって、当法人、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、その損害の全てを賠償しなければなりません。

(免責)

第17条 当法人は、次に掲げる事項に関しては一切の責任を負えません。

- (1) 会員が当法人のウェブサイトを利用することによって、何らかのトラブルや損害等が生じた場合
- (2) 当法人のウェブサイトが紹介している他のウェブサイトやソフトウェア等に関する適合性その他、内容に関する事項
- (3) 当法人のウェブサイトからリンクされる他のウェブサイトで提供される情報やサービス等に関する事項

第5章 本規約の追加・変更

(本規約の追加・変更)

第18条 当法人は、理事会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除することがあります。

【付則】

本規約は、平成26年12月15日より施行します。

以上